

第1回 県央交通圏・湘南交通圏・小田原交通圏 タクシー事業適正化・活性化協議会 合同協議会 議事概要

平成26年2月25日(火)
14:00~16:00
平塚プレジール 6階「若松」

1. 開会

2. 各交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱の一部改正について

神奈川運輸支局より「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」の概要について資料1に基づき説明した。また、事務局より同法の施行に伴う県央・湘南・小田原の各交通圏の設置要綱の改正案について資料2-1から2-3に基づき説明し、諮ったところ、各委員から異議無く承認された。

3. 会長の選出について

事務局より設置要綱の改正に伴い、新たに会長選出が必要な旨を説明し、事務局が推薦を募ったところ、委員より県央交通圏においては、一般社団法人神奈川県タクシー協会相模支部支部長 鳥海委員、湘南交通圏においては同協会鎌倉支部支部長 菊池委員、小田原交通圏においては同協会小田原支部支部長 杉山委員が推薦され、諮ったところ、各委員から異議無く承認された。また、鳥海会長より一般社団法人神奈川県タクシー協会 会田専務理事が事務局長として指名され、各会長より了承された。

4. 議事

(1) 準特定地域計画について

事務局より法改正前に策定した地域計画がみなし規定の適用を受け、準特定地域計画としてみなされる旨を説明し、会長が各委員に意見を募ったところ、特段の意見も無かったことから、今後、本計画を基として適正化・活性化に取り組んでいくこととされた。

(2) タクシーの公定幅運賃について

神奈川運輸支局より公定幅運賃の制度概要及び協議会に対し意見を求めている内容について資料3に基づき説明し、会長が各委員に意見等を募ったところ、以下の意見があった。

【委員】

県央交通圏においては、個人タクシー事業者の多くが大型車を使用している。公定幅運賃の案において大型車と普通車を比較したところ、初乗運賃は同額のものがあるが、加算運賃の距離が異なっているため、利用者の利便性が損なわれる恐れがある。そのため、公定幅運賃案において、普通車の上限運賃と初乗運賃が同額である大型車の下限運賃については、加算運賃も合わせるようにして頂きたい。また、時間制運賃についても合わせるようにして頂きたい。

【委員】

当社(県央交通圏)では普通車と大型車の両方を導入しており、同様の金額で営業している。また、タクシー乗り場は普通車、大型車とも同一の場所である。この状態で、運賃に差が生じると、利用者の利便性が失われるため、公定幅運賃案において、普通車の上限運賃と初乗運賃が同額である大型車の下限運賃については、加算運賃も合わせるようにして頂きたい。また、時間制運賃についても合わせるようにして頂きたい。

【委員】

労働側から出た意見をお伝えさせて頂くと、大型車と普通車の車種の違いにより、仕事内容が異なり、その結果、仕事が減っているという意見もあった。運賃を大型車と普通車で同様にすることについて反対するわけではないが、そのようなことも了知頂ければと思う。

【会長】

関東運輸局に意見としてあげたいと思うがいかがか。

～会長より各委員に諮り、異議無しであったため、意見することとされた。～

(3) タクシー事業の適正化・活性化に係る取組の検証について

事務局及び神奈川運輸支局より、資料4に基づき説明し、取組の総括案について、会長が各委員に意見を募ったところ、特段の意見も無かったことから、案どおりとされた。

(4) その他

会長より、その他全般にわたり各委員に意見等を募ったところ、以下の意見があった、

【委員】

現状、タクシー業界はアベノミクスの恩恵がまだ無く、消費税増税や、燃料費の高騰等の厳しい状況にある。会社が良くなると労働者の生活も良くなる。現在、規制緩和による供給過剰を抑えている状況だが、これは抑えているだけにすぎず、今後、規制緩和を繰り返してはいけないと思う。労働者側の意見としては、出来れば神奈川は特定地域に指定して頂きたいと思う。ご理解頂きたいのは、本当にひどい状況にあるということ。これ以上、悪くならない様に、労働者側も売上げを上げてやっていこう、使用者と協力してやっていこうと思っている。よろしく願います。

5. 閉会

<資料>

資料1『タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法について』

資料2-1～2-3

『各交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（改正案）』

資料3『タクシーの公定幅運賃について』

資料4『タクシー事業の適正化・活性化に係る取組の検証』

参考資料1

『特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等施行規程』

参考資料2

『特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考え方について』

(特定地域及び準特定地域の協議会の設置及び運営に関するガイドライン)

参考資料3-1～3-3

『各交通圏の「地域計画の達成状況（全体版）」』